

あいち防災アクションプラン【建設部門 防災ロードマップ】

柱	ターゲット	番号	アクション項目 (★印は重点項目)	対策内容	課 室	進捗	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	策定時	目 標		アウトカム分析		
												2029年度 目標	計画期間内の目標(～2029年度)	取組の最終目標	計画期間(～2029年度) に得られる成果・効果	最終目標を達成すると 得られる成果・効果	
1	1	1	住宅の耐震化の促進★	住宅の耐震診断や耐震補強設計、耐震改修、除却の補助を行い、耐震化をより一層促進するとともに、住宅の段階的耐震改修や耐震シェルター整備への補助を行い、減災化も促進します。 また、耐震化・減災化について、県民への啓発活動を行います。 なお、2000年5月以前の新耐震基準の木造住宅を含め、耐震化の促進に向けた検討も行います。	住宅計画課	策定時の見通し	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年		●住宅の耐震化率 91.2％(2020)→95％【2025】 ●耐震性が不十分な住宅 約27万戸(2020)→概ね解消【2030】 ・住宅の耐震化に関する事業者向け講習会の開催 12回/年	耐震性が不十分な住宅 概ね解消【2030】	住宅の耐震対策により人命等の被害を軽減する。	同左	
1	1	2	建築物の耐震化の促進★	不特定多数の者や避難に配慮を必要とする者が利用する大規模建築物や、避難路沿道建築物等への耐震診断や耐震改修、除却の補助を行い、耐震化をより一層促進します。 また、建築物の耐震化について所有者等への啓発活動を行います。	住宅計画課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		＜耐震診断義務付け建築物＞ ●不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち耐震性が不十分なもの 33棟(2020)→概ね解消【2025】 ●防災上重要な建築物のうち耐震性が不十分なもの 12棟(2020)→ 概ね解消【2025】 ●通行障害既存耐震不適格建築物のうち耐震性が不十分なもの 401棟(2020)→半数解消【2030】 ・所有者等に対して直接的に耐震化を促す啓発活動の実施 1回/年	通行障害既存耐震不適格建築物のうち耐震性が不十分なもの 半数解消【2030】	建築物の耐震対策により人命等の被害を軽減する。	同左	
1	1	3	超高層建築物等における長周期地震動対策の促進	超高層建築物等は、長周期地震動に共振して大きく揺れることが懸念されるため、既存の超高層建築物等の所有者等に対して自主的な検証及び改修等の措置を促します。	建築指導課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		・所有者等に対して直接的に耐震化を促す啓発活動を実施 1回/年	同左	リーフレットの配布により既存の超高層建築物等の所有者等が補助制度等を認識することで、詳細検証や改修等の実施に繋がり、長周期地震動に対する影響を軽減することができる。	同左	
1	1	5	建築物の非構造部材等の耐震対策の促進	市町村や関係団体と連携し、必要な情報提供等を行うことにより、建築物の天井、外装材等の非構造部材とブロック塀等の付属物の耐震対策を促進します。また、ブロック塀等の除却・改修等の補助を行うとともに、パトロールを実施し、所有者等への啓発活動を行います。	住宅計画課 建築指導課	策定時の見通し	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年		・市町村及び関係団体と連携したブロック塀等のパトロールの実施 2回/年	同左	建築物の天井、外装材等の非構造部材とブロック塀等の付属物の耐震対策により人命等の被害を軽減する。	同左	
1	1	6	県有施設の非構造部材等における適切な維持管理の推進	県有施設の非構造部材等について、必要な技術的支援などを行い、適切な維持管理を推進します。	公共建築課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		・天井・外壁等落下防止対策に関する説明会・研修会開催 1回/年	同左	適切に維持管理を行うことで、県有施設の天井、外壁等の非構造部材の落下等を防止し、人命・財産を守る。	同左	
1	1	10	危険な空き家の除却等への支援	市町村が行う危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定を支援します。	住宅計画課	策定時の見通し	5回/年	5回/年	5回/年	5回/年	5回/年		・市町村担当者向け空き家対策担当者連絡会議を開催 5回/年	同左	危険な空き家の除却を促進することで、耐震化率の向上や被災時の倒壊家屋による火災延焼の防止を図る。	同左	
1	2	1	災害に強い街づくりを支える土地区画整理事業の促進	空洞化が進行する中心市街地や都市基盤が脆弱で整備が必要な地区などにおいて、避難・延焼遮断空間となる道路・公園等のオープンスペースを確保し、防災性の向上に寄与する土地区画整理事業を推進する。	都市整備課	策定時の見通し	34ha	68ha	102ha	136ha	170ha	0ha	●土地区画整理事業の推進 170ha	災害に強い街づくりを支える土地区画整理事業を推進し、避難・延焼遮断空間となる道路・公園等のオープンスペースを確保し、都市基盤を整備することにより、防災性の向上を図る。	●土地区画整理事業の推進 170ha	既成市街地等において、避難・延焼遮断空間となる道路・公園等のオープンスペースを確保し、防災性の向上を図る。	
1	2	2	市街化区域内の公園緑地整備の推進	市街化区域内に位置する大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地の用地買収に取り組み、延焼防止や避難地の確保のためのオープンスペースの確保に取り組む。	公園緑地課	策定時の見通し	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	－	●市街化区域内の3公園（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地）における用地取得状況の進捗管理を実施 2回/年	●市街化区域内の3公園（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地）における用地取得の推進	市街化区域におけるオープンスペース拡大による火災の延焼防止や避難場所としての機能により人命を守る。	同左	
1	3	4	地区レベルの防災性向上の促進	市町村に対して、都市防災総合推進事業の支援対象事業や事例について周知し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性向上を促進する。	都市計画課	策定時の見通し	市町村に支援制度の周知 3回/年	市町村に支援制度の周知 3回/年	市町村に支援制度の周知 3回/年	市町村に支援制度の周知 3回/年	市町村に支援制度の周知 3回/年	－	・市町村に対する支援制度の周知 3回/年	市町村による地区レベルの防災性向上を図る。	地区レベルの防災性が向上する。	同左	
1	3	5	津波災害警戒区域内の避難促進施設（要配慮者利用施設）における避難確保計画の作成等の促進	「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき指定した津波災害警戒区域において、市町村の地域防災計画に定められた避難促進施設（要配慮者利用施設）における避難確保計画の作成等を促進します。	河川課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		・「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき指定した津波災害警戒区域において、市町村の地域防災計画に定められた避難促進施設（要配慮者利用施設）における避難確保計画の作成等を促進する。 ・具体的には、要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議を毎年1回開催する。	同左	避難促進施設（要配慮者利用施設）の利用者等が災害時に円滑かつ迅速に避難する体制の確保が図られる。	同左	

※アクション項目、計画期間内目標の「●・・・」は、あいち防災アクションプランに、目標として記載されている。

柱	タ イ ゲ ツ ト	番 号	ア ク シ ョ ン 項 目 (★印は重点項目)	対策内容	課 室	進 捗	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	策定時	目 標		アウトカム分析	
												2029年度 目標	計画期間内の目標(～2029年度)	取組の最終目標	計画期間(～2029年度) に得られる成果・効果	最終目標を達成すると 得られる成果・効果
1	3	6	河川・海岸堤防の耐震化等の推進	津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化を推進します。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進します。	河川課	策定時の見通し	77% (14%)	79% (36%)	81% (61%)	83% (82%)	85% (100%)	76%	●河川堤防の耐震化 9.0km	施設計画上の津波等による浸水から人命や財産等を守るため堤防耐震対策を実施する。	一連区間が完了した区間において、地震による堤防の沈下を抑制し、地震直後及び津波遡上による甚大な浸水被害を防ぐ。	地震による堤防の沈下を抑制し、地震直後による浸水や津波が河川を遡上し、河川堤防を越流して発生する浸水から人命や財産等を防御する。
						実績						85%				
						策定時の見通し	59% (20%)	61% (40%)	63% (60%)	65% (80%)	66% (100%)	57%	●海岸堤防の耐震化 5.1km	施設計画上の津波等から人命と財産等を守るために必要な区間の堤防耐震対策を実施する。	一連区間が完了した区間において、地震による堤防の沈下を抑制し、地震直後及び津波遡上による甚大な浸水被害を防ぐ。	地震による堤防の沈下を抑制し、地震直後による浸水や津波災害から人命や財産等を防御する。
						実績						66%				
1	3	7	港湾・漁港の海岸堤防の耐震化等の推進	津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化を推進します。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進します。	港湾課	策定時の見通し	45.9% (27.3%)	48.1% (53.3%)	49.4% (68.9%)	50.8% (84.4%)	52.1% (100.0%)	43.5% 52.1%	●港湾海岸堤防の耐震化 1.9km	港湾海岸堤防の耐震化 要対策延長 21.75kmのうち、 2029年度末時点で11.40km完了見込み (残り10.35km)	地震発生後において、天文潮位又は津波により、背後地が浸水する区間に対して、優先的に耐震・液状化対策が図られる。	地震発生後に来襲する津波から背後の人命・財産を守ることができる。また、堤防を越えるような巨大津波が来襲した場合であっても、堤防流失を遅らせ、住民の避難時間を確保することができる。
						実績										
						策定時の見通し	37.4% (20.4%)	40.3% (40.9%)	42.8% (59.1%)	45.9% (81.%)	48.6% (100.%)	34.5% 48.6%	●漁港海岸堤防の耐震化 1.4km	●漁港海岸堤防の耐震化 要対策延長 18.91kmのうち、 2029年度末時点で7.13km完了見込み (残り11.78km)		
						実績										
1	3	9	河川・海岸水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進	津波到達時間が短く、津波到達までに操作員の退避ができない施設において、自動閉鎖化や遠隔操作化を進めます。	河川課	策定時の見通し	35% (15%)	35% (15%)	41% (39%)	47% (62%)	57% (100%)	31%	●河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔化 (全22施設) 11施設内 完成：7施設 ●海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔化 (全29施設) 7施設内 完成：6施設	津波到達時間までに手動による閉鎖ができない全ての水門等に対し、自動閉鎖化・遠隔操作化を図る。	津波到達時間が短い施設に対して、優先的に自動閉鎖化・遠隔操作化が図られる。	(河川) 水門操作を行う水防団員の安全性を確保するとともに、自動閉鎖化・遠隔操作化することにより、津波襲来前に確実に閉鎖することで、河川上流域への津波遡上を確実に防ぐことができる。
						実績						57%				
					港湾課	策定時の見通し	13.0% (0.0%)	13.0% (0.0%)	17.4% (50.0%)	17.4% (50.0%)	21.7% (100.0%)	13.0% 21.7%	●港湾海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 2施設/2施設 (完了する数量/工事・設計を実施する数量) ※樋門2施設	●港湾海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 (水門・樋門) 要対策施設数 23施設のうち、 2029年度末時点で5施設完了見込み (残り18施設)	津波到達時間が短い(60分以内)施設に対して、優先的に自動閉鎖化・遠隔操作化が図られる。	水門操作を行う水防団員の安全性を確保するとともに、自動閉鎖化・遠隔操作化することにより、津波襲来前に確実に水閘門等を閉鎖することにより背後の人命・財産を守ることができる。
						実績										
1	3	11	河川・海岸の水門・排水機場等の耐震化の推進	河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進します。また、排水機場については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震補強を推進します。	河川課	策定時の見通し	44% (19%)	47% (38%)	52% (63%)	54% (69%)	61% (100%)	37%	●河川の水門・排水機場等の耐震化 (水門29施設、排水機場15施設) 防災AP 17施設 内完了7施設 ●海岸の水門の耐震化 (全29施設) 防災AP 9施設 内完了8施設	(河川) 県管理河川全ての水門・排水機場等の耐震化完了 (海岸) 県管理建設海岸全ての水門等の耐震化完了	(河川) 地震後の地域の排水機能を確保するため、重要な施設(河川管理施設の水門や排水機場(10m3/s以上))に対して、耐震化により生命・財産を守る。 (海岸) 建設海岸にある築造後50年以上経過したもの及び津波到達時間の短い施設等に対して、優先的に耐震化が図られる。	(河川) 地震後の地域の排水機能を確保するため、重要な施設(河川管理施設の水門や排水機場)に対して、耐震化により生命・財産を守る。 (海岸) 建設海岸の樋門を耐震化することで地震後も操作が可能となり人命や財産等を守る
						実績						61%				
					港湾課	策定時の見通し	34.8% (50.0%)	39.1% (100.0%)	39.1% (100.0%)	39.1% (100.0%)	39.1% (100.0%)	30.4% 39.1%	●港湾海岸の水門等の耐震化 6施設/11施設 (完了する数量/工事・設計を実施する数量) ※樋門2施設、陸閘4施設	●港湾海岸の水門等の耐震化 (水門・樋門) 要対策施設数 23施設のうち、 2029年度末時点で9施設完了見込み (残り14施設) (陸閘) 精査中	津波到達時間が短い(60分以内)施設又は原地面積が比較的大きい施設に対して、優先的に耐震・液状化対策が図られる。	地震及び津波により、樋門の倒壊等を防ぐとともに、津波襲来前に確実に水閘門等を閉鎖することにより背後の人命・財産を守る
						実績										
						策定時の見通し	35.7% (12.5%)	39.3% (37.5%)	44.6% (75.%)	46.4% (87.5%)	48.2% (100.%)	33.9% 48.2%	●漁港海岸の水門等の耐震化 9施設/11施設 (完了する数量/工事・設計を実施する数量) ※陸閘9施設	●漁港海岸の水門等の耐震化 (水門・樋門) 要対策施設数 7施設のうち、 2024年末時点で全施設完了済み (陸閘) 精査中		
						実績										
1	4	1	気候変動を踏まえた治水計画の推進	本県管理河川において、気候変動による影響を早急に確認し、これからの洪水処理計画及び高潮計画をどのように見直していくのかを検討し順次、気候変動を踏まえた河川計画の見直しを推進します。	河川課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		・県内の主要河川である、日本最大のゼロメートル地帯を流れる日光川と特定都市河川の新川、境川、猿渡川について気候変動による降雨量の増加や平均海面水位の上昇などを踏まえた計画に見直しを行う。 ・具体的には、有識者等を含めた治水計画検討会を毎年1回開催する。	県内の主要河川の計画見直し完了	気候変動を踏まえた計画に基づく整備を進めることで、より浸水被害の防止または軽減が図られ、風水害から人命・財産を守る。	同左
						実績										
1	4	2	流域治水に基づく河川改修の推進	風水害から県民の生命と財産を守るため、築堤・河道掘削等の河川改修を推進します。	河川課	策定時の見通し	24% (20%)	25% (43%)	26% (61%)	27% (82%)	27% (100%)	23%	●河川の整備延長(築堤・護岸、河道掘削) 19.4km ●河川堤防の強化 3.6km	浸水被害対策として河川整備計画に位置付けられた築堤・河道掘削等の河川改修を実施する。	築堤・河道掘削等の整備により、河川整備計画に位置付けられた計画降雨により発生する洪水を安全に流下させ、浸水被害の防止または軽減が図られる。 また、ゼロメートル地帯における河川堤防の強化により、洪水による堤防の弱体化を防ぐ。	同左
						実績						27%				
1	4	3	特定都市河川流域での取組の促進	都市化された宅地等の面積増加に伴う雨水流出による浸水被害を防止・軽減するため、貯留浸透施設整備への補助を行い、整備を促進	河川課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		・貯留浸透施設整備への補助を行い、整備を促進 ・流域水害対策協議会等で取組事例など周知	同左	貯留浸透施設整備を促進することにより、都市化された宅地等の面積増加に伴う雨水流出による浸水被害が防止・軽減され、流域の治水安全度の向上が図られる。	特定都市河川流域における計画対象降雨が生じた場合の浸水被害が軽減・防止され、流域の治水安全度の向上が図られる。
						実績										

※アクション項目、計画期間内目標の「●・・・」は、あいち防災アクションプランに、目標として記載されている。

柱	タ イ ゲ ツ ト	番 号	アクション項目 (★印は重点項目)	対策内容	課 室	進 捗	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	策定時 2029年度 目標	目 標		アウトカム分析	
													計画期間内の目標(～2029年度)	取組の最終目標	計画期間(～2029年度) に得られる成果・効果	最終目標を達成すると 得られる成果・効果
1	4	4	立地適正化計画策定の促進	災害に強いまちづくりをコンパクトプラスネットワークの形成と合わせて促進するため、立地適正化計画が未策定である県内市町村に対して、策定支援を行います。	都市計画課	策定時の見通し	1市町村	1市町村	1市町村	1市町村	1市町村	30市町	・新規策定件数 1市町村／年	県内市町村における立地適正化計画の策定促進を図る。	立地適正化計画を策定して、頻発・激甚化する自然災害に対するリスクを踏まえ、防災まちづくりの取組や目標を設定することで、災害に強いまちづくりの実現を図ることができる。	策定市町村が増加することで、県内の都市計画区域が災害に強いまちづくりの実現を図ることができる。
						実績						35市町村				
1	4	5	放水路及び遊水地等の整備	風水害による浸水を防ぐため、放水路や遊水地等の整備を推進します。	河川課	策定時の見通し	0% (0%)	25% (50%)	42% (83%)	42% (83%)	50% (100%)	0%	●放水路および遊水地等の完成 6施設 ●放水路および遊水地等の整備推進 6施設	河川整備計画に位置付けている放水路および遊水地等の完成	施設の完成により、洪水を安全に流下させることができ、浸水被害の防止または軽減が図られる。	河川整備計画に位置づけられた放水路や遊水地等の整備することにより、計画対象降雨が生じた場合の浸水被害が防止または軽減され、治水安全度の向上が図られる。
						実績						50%				
1	4	6	緊急的な一連区間の河道浚渫	氾濫発生の危険性の高い一連区間の浚渫・樹木伐採を計画的に推進する。	河川課	策定時の見通し	20% (20%)	40% (40%)	60% (60%)	80% (80%)	100% (100%)	0%	●氾濫の危険性が高い河川において、計画的に浚渫を実施 浚渫土量 V=27万m3	同左	一連区間の堆積土の撤去や樹木の伐採による越水・溢水等による浸水被害の防止による人的被害・物的被害の減少	同左
						実績						100%				
1	4	7	気候変動を踏まえた高潮計画の推進	気候変動を考慮した海岸保全のあり方を策定するために三河湾・伊勢湾沿岸および遠州灘沿岸の海岸保全基本計画を変更します。	河川課	策定時の見通し	100% (100%)	-	-	-	-	0%	・2025年度中を目途に変更する。	同左	気候変動を踏まえた海岸保全基本計画が策定される。	同左
						実績						100%				
1	4	8	河川・海岸の高潮対策の推進	海岸保全施設は三河湾・伊勢湾沿岸および遠州灘沿岸の海岸保全基本計画の変更に合わせて高潮対策を進め、河口部の河川施設は、河川整備計画に基づく高潮対策を進めます。 河川・海岸堤防のかさ上げとともに、遊水池や排水機場の整備を推進します。	河川課	策定時の見通し	30% (16%)	34% (39%)	36% (58%)	39% (76%)	43% (100%)	28%	●河川堤防の高潮対策 8.4km	高潮に対して堤防背後地の被害が想定される箇所において、河川整備計画に基づく河川堤防のかさ上げ、排水機場の整備などの高潮対策を実施する。	河川整備計画に基づく河川堤防のかさ上げ等により、伊勢湾台風規模の高潮による浸水被害の防止が図られる。	同左
						実績						43%				
						策定時の見通し	0% (0%)	0% (0%)	0% (33%)	1% (67%)	1% (100%)	0%	●海岸堤防の高潮対策 0.6km	高潮に対して堤防背後地の被害が想定される箇所において、海岸保全基本計画に基づく海岸堤防のかさ上げ実施する。	海岸保全基本計画に基づく海岸堤防のかさ上げ等により、気候変動を踏まえた伊勢湾台風規模の高潮による浸水被害の防止が図られる。	同左
						実績						1%				
1	4	9	浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の促進	「水防法」に基づき指定した浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域）において、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等を促進します。	河川課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		・「水防法」に基づき指定した浸水想定区域において、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等を促進する。 ・具体的には、要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議を毎年1回開催する。	同左	要配慮者利用施設の利用者等が災害時に円滑かつ迅速に避難する体制の確保が図られる。	同左
						実績										
1	4	10	排水機場における施設管理の高度化の推進	排水機場の初動強化、操作員の安全確保のための遠方監視や遠隔操作化へ向けての実践的取組の実施します。	河川課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		・排水機場施設における起動開始水位の設定や台数等の最適化をはかる。 ・遠方監視体制の強化により、操作支援体制の強化をはかる。 ・実施事例を効果検証する調整会議を年1回実施	同左	・洪水初期におけるポンプ運転操作の円滑化により、浸水被害の軽減 ・担い手不足等に対応した遠隔化・監視体制・集中管理への移行に向けての事例・知見の収集	同左
						実績										
1	4	14	住宅・建築物の瓦屋根の耐風対策の促進	住宅・建築物の瓦屋根の耐風診断、耐風改修の補助を行い、耐風対策を促進します。また、耐風対策について所有者等への啓発活動を行います。	住宅計画課	策定時の見通し	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年		・住宅・建築物の瓦屋根の耐風対策に関する会議における、補助制度の周知 2回/年	同左	住宅・建築物の瓦屋根の耐風対策により安全性を向上する。	同左
						実績										
1	5	1	土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進	地震及び風水害により発生する土砂災害の危険がある区域を明らかにするため、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を推進します。	砂防課	策定時の見通し	1100箇所 (18%)	2390箇所 (38%)	3680箇所 (59%)	4970箇所 (80%)	6240箇所 (100%)	0箇所	●土砂災害防止法に基づく基礎調査箇所数 6,240箇所	継続して基礎調査を行い、土砂災害の危険がある区域を明らかにする。	土砂災害の危険がある区域を明らかにし、新規立地の抑制や警戒避難体制の整備が図られる。	地震及び、風水害により発生する土砂災害に対して、人的被害を防止する。
						実績						6240箇所				

柱	タ イ ゲ ツ ト	番 号	アクション項目 (★印は重点項目)	対策内容	課 室	進捗	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	策定時	目 標		アウトカム分析	
												2029年度 目標	計画期間内の目標(～2029年度)	取組の最終目標	計画期間(～2029年度) に得られる成果・効果	最終目標を達成すると 得られる成果・効果
1	5	2	土砂災害危険箇所の施設整備の推進 ★	地震及び、風水害により発生する土砂災害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設等の施設整備、土砂・洪水氾濫対策施設等の整備を推進します。	砂防課	策定時の見通し	4箇所 (14%)	8箇所 (28%)	12箇所 (41%)	20箇所 (69%)	29箇所 (100%)	0箇所	●急傾斜地崩壊防止施設の整備 29箇所(※) (※：施設整備の完了25箇所、重点項目の設計着手4箇所)	整備対象となる急傾斜地崩壊危険箇所にに対し、施設整備を図る。	市町村役場・支所、重要なライフライン施設、要配慮者利用施設、避難所、重要物流道路及び代替・補完路を含めた緊急輸送道路等、保全対象として重要な施設が存在する危険箇所にに対して、優先的に土砂災害防止施設の整備が図られる。	地震及び、風水害により発生する土砂災害に対して、人的被害を防止する。
						実績					29箇所					
						策定時の見通し	3箇所 (6%)	17箇所 (32%)	29箇所 (55%)	39箇所 (74%)	53箇所 (100%)	0箇所	●土石流対策施設の整備 53箇所(※) (※：施設整備の完了34箇所、重点項目の設計着手19箇所)	整備対象となる土石流危険渓流に対し、施設整備を図る。	重要交通網、市町村役場・支所、重要なライフライン施設、要配慮者利用施設、避難所、重要物流道路及び代替・補完路を含めた緊急輸送道路、保全対象人家戸数が多い危険渓流等、保全対象として重要な施設が存在する危険箇所にに対して、優先的に土砂災害防止施設の整備が図られる。	地震及び、風水害により発生する土砂災害に対して、人的被害を防止する。
						実績					53箇所					
						策定時の見通し	1箇所 (100%)	-	-	-	-	0箇所	●地すべり防止施設の整備 1箇所(※) (※：施設整備の完了1箇所)	整備対象となる地すべり危険箇所にに対し、施設整備を図る。	地震及び、風水害により発生する土砂災害に対して、人的被害を防止する。	同左
						実績					1箇所					
1	5	3	住宅・建築物の土砂災害対策の促進	住宅・建築物の土砂災害対策改修等の補助を行い、土砂災害対策を促進します。また、土砂災害対策について所有者等への啓発活動を行います。	住宅計画課	策定時の見通し	6回/年	6回/年	6回/年	6回/年	6回/年	・土砂災害対策に関する会議における、補助制度の周知 6回/年	同左	住宅・建築物の土砂災害対策改修等の補助の実施により人命等の被害を軽減する。	同左	
						実績										
1	5	4	土砂災害発生時における関係機関の連携の強化	土砂災害時に連携すべき関係機関が参集して連絡調整を図り、総合的な土砂災害対策を推進するため、毎年出水期を迎える前に愛知県総合土砂災害対策推進連絡会を開催します。	砂防課	策定時の見通し	7回/年	7回/年	7回/年	7回/年	7回/年	・愛知県総合土砂災害対策推進連絡会の開催 ・本庁での開催1回/年、各地域での開催6回/年	同左	土砂災害発生時に連携すべき関係機関が参集して連絡調整を図り、総合的な土砂災害対策を推進する。	同左	
						実績										
1	5	5	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の支援	土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域において、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進するため、市町村を支援します。	砂防課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	・土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域において、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等を促進する。 ・具体的には、要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議を毎年開催する。	市町村による土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を完了させる。	要配慮者利用施設の利用者等が災害時に円滑かつ迅速に避難する体制の確保が図られる。	同左	
						実績										
1	5	6	土砂災害防災情報提供の充実	地震及び風水害により発生する土砂災害に対する警戒避難活動を支援するため、土砂災害監視システムの維持を適切に行います。	砂防課	策定時の見通し	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	・土砂災害監視システムの適切な維持 ・保守点検の実施 4回/年	同左	地震及び、風水害により発生する土砂災害に対する警戒避難活動が適切に行われる。	同左	
						実績										
1	5	7	盛土等に伴う災害防止	盛土等に伴う土砂災害を防止するため、盛土規制法に基づく規制区域の指定を行い、規制区域内において行われる盛土等に対し、許可及び検査を適切に行います。また、既存盛土等の分布状況の把握、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価等を行います。	都市計画課 盛土対策室	策定時の見通し	既存盛土等調査 (優先度評価) 25%	既存盛土等調査 (優先度評価) 100%	既存盛土等調査 (経過観察)	既存盛土等調査 (経過観察)	既存盛土等調査 (経過観察)	既存盛土等調査 (優先度評価) 0%	●既存盛土等調査における安全性把握調査の優先度評価の実施率 100% ・盛土規制法に基づく規制区域の指定及び規制区域内において行われる盛土等に対する許可及び検査を適切に行う。 ・既存盛土等の分布状況の把握、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価を行い、その後、優先度に基づく経過観察を行う。	盛土規制法に基づく規制区域の指定及び規制区域内において行われる盛土等に対する許可及び検査を適切に行う。 また、既存盛土等の分布状況や安全性を把握する。	盛土規制法に基づく適切な対応を行うことで、盛土等に起因する土砂災害から人命・財産を守る。	同左
						実績					既存盛土等調査 (優先度評価) 100%					
1	5	8	大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進	大規模盛土造成地の安全性を把握し、宅地の耐震化を促進します。	建築指導課	策定時の見通し	77%	92%	96%	100%	100%	62%	【2025～2029】 ●大規模盛土造成地の安全性把握調査着手率100%	同左	大規模盛土造成地の安全性把握調査に着手し、調査結果を順次公表することで、住民の滑動崩落被害に関する理解を深める。	同左
						実績						100%				
2	1	20	広域避難場所等となる公園緑地整備の推進	広域避難場所となる大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地、尾張広域緑道、東三河ふさと公園、愛・地球博記念公園、油ヶ淵水辺公園の整備を推進する	公園緑地課	策定時の見通し	708.12ha (20%)	710.74ha (40%)	713.36ha (60%)	715.98ha (80%)	718.6ha (100%)	705.5ha	●7公園（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地、尾張広域緑道、東三河ふさと公園、愛・地球博記念公園、油ヶ淵水辺公園）の供用面積の拡大（13ha）	●7公園（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地、尾張広域緑道、東三河ふさと公園、愛・地球博記念公園、油ヶ淵水辺公園）の供用面積の拡大（58.2ha）	広域避難場所となる都市公園の拡大により、住民の安全かつ円滑な避難につながり関連死を防止する。	同左
						実績						718.6ha				
2	5	2	都市再生安全確保計画等策定の促進	都市再生安全確保計画等の策定が可能な市に対して、計画の必要性や都市安全確保促進事業の支援対象事業および事例について周知するなど、大規模地震時における帰宅困難者対策となる都市再生安全確保計画等の策定を促進する。	都市計画課	策定時の見通し	都市再生安全確保計画等策定の周知 3回/年	都市再生安全確保計画等策定の周知 3回/年	都市再生安全確保計画等策定の周知 3回/年	都市再生安全確保計画等策定の周知 3回/年	都市再生安全確保計画等策定の周知 3回/年	-	・都市再生安全確保計画等策定の周知 3回/年	大規模地震時における帰宅困難者対策の向上を図る。	大規模地震時における帰宅困難者対策が向上する。	同左
						実績						-				

※アクション項目、計画期間内目標の「●・・・」は、あいち防災アクションプランに、目標として記載されている。

注	タ イ ゲ ッ ト	番 号	アクション項目 (★印は重点項目)	対策内容	課 室	進 捗	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	策定時 2029年度 目標	目 標		アウトカム分析	
													計画期間内の目標(～2029年度)	取組の最終目標	計画期間(～2029年度) に得られる成果・効果	最終目標を達成すると 得られる成果・効果
3	2	10	被災時における県有施設の継続使用に係る体制の整備	講習会の実施により、県有施設の管理者が、管理する施設の応急危険度判定を自ら実施するための体制を整備します。	住宅計画課	策定時の見通し	6回/年	6回/年	6回/年	6回/年	6回/年		・判定士養成講習会の実施 6回/年	同左	被災時における県有施設の継続使用に係る体制を整備する。	同左
						実績										
3	2	21	県有施設（高度情報整備庁舎）の耐水化の推進	風水害発生時にも防災業務が継続できるよう、県有施設（高度情報整備庁舎）の耐水化を推進します。	建設企画課	策定時の見通し	-	1庁舎	1庁舎	-	-	0庁舎	●県有施設（高度情報整備庁舎）の耐水化 [2庁舎（豊田加茂建設事務所、西尾総合事務所）]	同左	風水害発生時において、水位の観測・周知や水防警報等の発表など、重要な防災業務を継続するために、災害時に職員が参集する高度情報整備庁舎（高度情報通信ネットワークが整備され防災行政無線が使用できる県の庁舎）の耐水化を行う。	同左
						実績						2庁舎				
4	1	3	建築物の耐震化による事業継続の取組の促進★	一定規模以上の工場、事務所等の建築物に耐震診断や耐震改修、除却の補助を行い、事業継続の取組を促進します。 また、建築物の耐震化について企業への啓発活動を行います。	住宅計画課	策定時の見通し	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年		・事業継続計画に関する中小企業向けセミナーにおける、補助制度の周知 4回/年	同左	一定規模以上の工場、事務所等の建築物の耐震化により事業継続性を向上する。	同左
						実績										
4	3	1	漁港BCPに基づく事前対策及び漁港BCPの充実	発災時の漁業活動の早期復旧に資するため、拠点漁港における漁港BCPについて、漁港間の連携を考慮し、充実を図ります。	港湾課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		・拠点漁港BCPのさらなる充実に向けた協議会等の実施 1回/年	同左	近年の台風や地震等の広域災害により単独漁港BCPで対応できないような事象について対応策が構築される。	同左
						実績										
4	3	3	漁港施設の耐震・耐津波強化対策の推進・促進	津波等の被害を防ぐため、漁港施設の耐震・耐津波対策を推進・促進します。	港湾課	策定時の見通し	59.5% (25.%)	69.%(50.%)	78.6% (75.%)	83.3% (87.5%)	88.1% (100.%)	50.%(88.1%)	●漁港施設（県管理）の耐震・耐津波強化対策 6施設	●漁港施設（県管理）の耐震・耐津波強化対策 要対策施設数 21施設のうち、 2029年度末時点で16施設完了見込み (残り5施設)	主要な漁港の防波堤や岸壁についての耐震、耐津波の防護水準を高める。	主要な漁港施設の機能強化により、発災後もある程度の漁港としての機能を確保し、当該漁港を根拠地とする水産業が継続的に事業を行うことができる環境を保持することができる。
						実績										
5	1	2	洪水時における河川水位等情報提供の充実	河川情報を必要とする箇所への危機管理型水位計等の整備を行うとともに設置済みの施設の更新を進める。	河川課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		・河川整備の進捗や新たに発生した浸水被害の対策として、水防上監視が必要な箇所や県民の避難に必要となる箇所への施設整備と既存施設の更新 ・水防災協議会で配置計画や機器の更新を検討	同左	・水位計や河川監視カメラの情報により、増水時における河川管理施設の状況監視や県民の避難行動による人的被害・物的被害の最小化	同左
						実績										
5	4	1	上下水道施設の一体的な耐震化の促進	下水処理機能を確保するため、処理場施設の耐震化を推進する。 また、地震発生時にも交通確保機能を確保するため、マンホール浮上対策を進める。	上下水道課 指導管理室	策定時の見通し	処理場 5施設 (18%)	処理場10施設 (37%) マンホール 5箇所 (25%)	処理場10施設 (37%) マンホール 10箇所 (50%)	処理場18施設 (72%) マンホール 15箇所 (75%)	処理場25施設 (100%) マンホール 20箇所 (100%)	処理場25施設 マンホール 20箇所	●水処理機能及び汚泥処理機能を確保するための処理場施設の耐震化 25施設 ●重要物流道路及び代替・補完路を中心に、緊急輸送道路における、通行機能の確保に係るマンホール浮上対策の実施 20箇所	下水処理機能の確保に必要な全ての処理場施設について、耐震化を図る。（58施設） また、重要物流道路及び代替・補完路を中心に、緊急輸送道路において、地震発生時に車両等の応急対策活動を阻害する全てのマンホールの浮上対策を図る。（対象数調査中）	地震発生時でも、一定の公衆衛生確保及び公用水域の水質保全が図られる。 また、重要物流道路及び代替・補完路を中心とする緊急輸送道路において、地震発生時でも車両が浮上したマンホールに阻害されることがなく通行が可能となる。	地震発生時でも安定した処理を行うことができ、公用水域の水質保全が可能となる。 また、地震発生時でも車両が浮上したマンホールに阻害されることがなく通行が可能となり、道路ネットワーク全体の防災性の向上が図られる。
5	4	4	応急給水・応急復旧の体制強化	大規模地震時に県内水道事業者等の被災情報を一元管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整のため、愛知県水道震災復旧支援センターを核とした応急給水・応急復旧の体制強化を図ります。	上下水道課 指導管理室	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	・各水道事業者等との運用訓練の実施 1回/年	同左	運用訓練の実施により、水道事業者等との連携を深めることで、地震時等における応急給水・応急復旧活動の調整を円滑に進められる。	同左
						実績						1回/年				
5	4	6	流域下水道BCPの充実	迅速な下水処理機能の回復を図るため、訓練等により流域下水道事業継続計画（流域下水道 BCP）の充実を図るとともに、自治体間や民間団体との連携強化を図ります。	上下水道課 指導管理室	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	・流域下水道BCPに基づく訓練の実施 1回/年	同左	災害発生時に自治体間や民間団体と連携し、迅速な下水処理機能の回復が図られる。	同左
						実績						-				
5	5	1	緊急輸送道路等の整備の推進	救急活動や物資輸送などを着実に実施するために緊急輸送道路等の整備を推進します。特にゼロメートル地帯等甚大な被害の恐れのある地域や中山間地域及び、半島部等では、耐震性や復旧性を備え災害時に機能するネットワーク整備を進めます。	道路建設課 都市整備課	策定時の見通し	12.4km (23%)	20.3km (37%)	36.1km (67%)	46.1km (85%)	54.2km (100%)	54.2km	●緊急輸送道路等の整備 54.2km	同左	緊急輸送道路等を整備することで、災害時に機能するネットワークとなる。	同左
						実績										
5	5	2	緊急輸送道路等の防災対策の推進	救急活動や物資輸送などを着実に実施するために、緊急輸送道路等の法面対策を推進します。	道路維持課	策定時の見通し	0箇所 (0%)	3箇所 (7%)	17箇所 (45%)	6箇所 (59%)	18箇所 (100%)	0箇所	【2025～2029】 ●重要物流道路及び代替・補完路を中心に、緊急輸送道路等の落石等危険箇所対策を実施 44箇所	重要物流道路及び代替・補完路を中心に、緊急輸送道路等の法面対策を完了する。	重要物流道路と代替・補完路を中心に、緊急輸送道路等の防災性能の向上が図られる。	緊急輸送道路の法面対策により、道路ネットワーク全体の防災性能の向上が図られる。
						実績						44箇所				
5	5	3	緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進	大規模地震時における通行機能を確保するために、緊急輸送道路等の橋梁について、耐震対策を推進します。	道路維持課	策定時の見通し	1橋 (6%)	4橋 (29%)	3橋 (47%)	1橋 (53%)	8橋 (100%)	0橋	【2025～2029】 ●重要物流道路及び代替・補完路を中心に、緊急輸送道路等の橋梁の耐震対策を実施 17橋	重要物流道路及び代替・補完路を中心に、緊急輸送道路等の橋梁の耐震対策を完了する。	重要物流道路と代替・補完路を中心に、緊急輸送道路等の防災性能の向上が図られる。	緊急輸送道路の橋梁の耐震対策により、道路ネットワーク全体の防災性能の向上が図られる。
						実績						17橋				

※アクション項目、計画期間内目標の「●・・・」は、あいち防災アクションプランに、目標として記載されている。

柱	タ イ ゲ ツ ト	番 号	ア ク シ ョ ン 項 目 (★印は重点項目)	対 策 内 容	課 室	進 捗	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	策定時	目 標		ア ウ ト カ ム 分 析	
												2029年度 目標	計画期間内の目標(～2029年度)	取組の最終目標	計画期間(～2029年度) に得られる成果・効果	最終目標を達成すると 得られる成果・効果
5	5	4	臨港道路の耐震化の推進	臨海部における救助活動や緊急物資輸送を着実に実施するとともに、港湾の物流機能の途絶を防ぐため、臨港道路橋梁や耐震強化岸壁へ繋がる臨港道路等の耐震化・液状化対策を推進します。	港湾課	策定時の見通し	3.4% (3.6%)	27.8% (30.%)	56.2% (60.6%)	72.7% (78.4%)	92.7% (100.0%)	0.0% 92.7%	●臨港道路の耐震対策 1施設/2施設 (完了する数量/工事・設計を実施する数量)	災害時の救急活動や物資輸送等に資する臨港交通施設(緊急輸送道路、緊急交通路、耐震強化岸壁にアクセスする臨港道路)について、耐震対策を推進し、災害時の救命・復旧活動や物流・経済活動を支える。	被災後の復旧に特に時間を要し、災害時のみならず、平時の経済活動にも甚大な影響を与える臨港道路において、地震による長期間にわたる物流・経済活動の停滞リスクが解消される。	海上交通ネットワークの維持・強化により、災害時の広域的な物流網の寸断を防ぎ、迅速な復旧・復興活動及び物流・経済活動の早期回復につながるなど、地域防災力をさらに高めることができる。
						実績										
5	5	5	無電柱化の推進	道路閉塞の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進します。	道路維持課 道路建設課 都市整備課	策定時の見通し	3.3km (20%)	4.0km (43%)	3.8km (66%)	4.2km (91%)	1.5km (100%)	0km	【2025～2029】 ●無電柱化推進計画に位置付けられた無電中化の整備 16.8km	無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送道路全体の無電柱化を完了する。	無電柱化推進計画に位置付けられた区間の無電柱化を推進し、道路閉塞の防止、電力及び情報通信ネットワークの信頼性の向上が図られる。	緊急輸送道路の無電柱化により、道路ネットワーク全体の防災性能の向上が図られる。
						実績						16.8km				
5	5	6	鉄道施設の防災対策の促進(地震対策)	鉄道の安全・安定輸送を確保するため、高架橋等の鉄道施設に対する耐震対策を促進します。	交通対策課	策定時の見通し	鉄道事業者の耐震対策事業への支援	鉄道事業者の耐震対策事業への支援	鉄道事業者の耐震対策事業への支援	—	—		・高架橋等の耐震対策を促進する。 ・鉄道事業者が行う高架橋等への耐震対策事業に対し支援を実施。	同左	大規模地震発生時において、交通インフラの復旧の遅れが地域全体の復興の遅れの要因にならないよう、鉄道施設の耐震対策を促進し、交通インフラの強化が図られる。	同左
						実績										
5	5	7	鉄道施設の防災対策の促進(風水害対策)	鉄道の安全・安定輸送を確保するため、電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を促進します。	交通対策課	策定時の見通し	鉄道事業者の浸水対策事業への支援	鉄道事業者の浸水対策事業への支援	鉄道事業者の浸水対策事業への支援	鉄道事業者の浸水対策事業への支援	鉄道事業者の浸水対策事業への支援		・電気設備等の浸水対策を促進する。 ・鉄道事業者が行う電源等重要施設への浸水対策事業に対し支援を実施。	同左	豪雨等の災害時において、復旧の長期化や経済活動への影響が大きくならないよう、鉄道施設の電気施設の浸水対策を促進し、交通インフラの強化が図られる。	同左
						実績										
5	5	8	港湾施設の耐震化の推進	災害時の緊急輸送を確保する海上輸送基地として、耐震強化岸壁の整備を推進します。	港湾課	策定時の見通し	90.3% (78.6%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	54.8% 100.0%	●耐震強化岸壁 1施設/1施設 (完了する数量/工事・設計を実施する数量)	既設の耐震強化岸壁のうち、南海トラフ地震などに対する安定性が確保されていない岸壁について、耐震対策を推進し、災害時の救命・復旧活動や物流・経済活動を支える。	三河港田原地区背後圏の地域防災力及び県内における広域的な海上交通ネットワークの強化により、災害時の迅速な復旧・復興活動及び物流・経済活動の早期回復につながる。	海上交通ネットワークの維持・強化により、災害時の広域的な物流網の寸断を防ぎ、迅速な復旧・復興活動及び物流・経済活動の早期回復につながるなど、地域防災力をさらに高めることができる。
						実績										
5	5	9	港湾BCPに基づく事前対策及び港湾BCPの充実	衣浦港、三河港の港湾事業継続計画(港湾BCP)の実効性を高めるため、引き続き港湾関係者とのワークショップや防災訓練等の実施を進めるとともに、周辺状況の変化等に応じてさらなる港湾BCPの充実を図ります。	港湾課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		・港湾BCPのさらなる充実に向けた協議会等の実施 1回/年	同左	災害発生直後でも港湾機能を維持することにより、物流機能の早期回復、従業員等の確実な避難並びに経済活動の継続が図られる。	同左
						実績										
5	5	10	港湾地域の高潮・暴風対策の推進	港湾地域の物流・産業機能の強化を図るため、高潮・暴風時における浸水被害軽減対策を推進します。	港湾課	策定時の見通し	86.3% (49.4%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	72.9% 100.0%	●コンテナ流出防止柵 1施設/1施設 (完了する数量/工事・設計を実施する数量)	今後、気候変動を踏まえた災害リスクに適応するため、官民連携で作成する「協働防護計画」に基づき、各種対策を着実に推進することで、災害時の港湾物流機能を確保する。	三河港神野地区のふ頭用地において、流出防止柵を設置することにより、平成21年18号台風クラスの高潮が再来した場合でも、コンテナ等の流出被害を軽減することができる。	将来的な気候変動による災害リスクに適応し、平時及び災害時における港湾物流機能を常に確保することで、企業の競争力強化や地域経済の継続・発展など臨海部の強靱化が図られる。
						実績										
5	5	11	災害時の物流を担う港湾施設の機能強化	緊急支援物資等の輸送を担う港湾施設の機能強化を図ることにより、被災後の復興に向けた物流・生産等の経済活動を支える港湾機能を確保します。	港湾課	策定時の見通し	0.8% (0.8%)	2.8% (2.8%)	30.8% (30.8%)	66.8% (66.8%)	100.0% (100.0%)	0.0% 100.0%	●荷役施設の機能強化 1施設/1施設 (完了する数量/工事・設計を実施する数量)	被災後の港湾機能の維持し、復旧・復興に向けた物流・経済活動を支えるため、すでに耐震機能を備えた港湾施設に対し、利用形態に即したさらなる機能強化対策を講じる。	三河港神野地区の耐震強化岸壁において、1000TEUクラス的大型船舶に対応したガントリークレーンに機能強化することにより、被災後、国外からの支援物資や復旧資材の輸送が可能になる。	被災後、国外からの支援物資や復旧資材の輸送が可能になるとともに、物流・経済活動の停滞が解消されることにより、迅速な復旧・復興が図られる。
						実績										
5	5	12	県営名古屋空港事業継続計画(A2-BCP)の充実	PDCA サイクルの実施により県営名古屋空港事業継続計画(A2-BCP)を見直し、実効性を高めます。	航空空港課	策定時の見通し	2回	2回	2回	2回	2回	2回/年	・年2回、県営名古屋空港現地対策本部構成機関及び関係機関による防災訓練を実施する。	訓練で抽出した課題を改善し、さらに実践検証を行うことで、事業継続計画の実効性を高める。	年2回の関係機関との継続的な訓練の実施により、事業継続計画の実効性が高められる。	現地対策本部の体制構築及び災害対応を強化できる。
						実績										
6	1	1	事前復興まちづくりの取組の促進	地域住民と市町村との協働による事前復興まちづくりの取組を促進させるため、「事前復興の取組に関するガイドライン(案)」及び「事前復興まちづくり模擬訓練」の内容の充実、周知を図る。また、実効性のある内容に改善を図りつつ、事前復興まちづくり模擬訓練の研修会を実施するとともに、市町村による震災復興検討地区カルテの作成を促進する。	都市計画課	策定時の見通し	カルテの作成 1市町村	カルテの作成 1市町村	カルテの作成 1市町村	カルテの作成 1市町村	カルテの作成 1市町村	45市町村	●震災復興検討地区カルテの作成 1市町村/年 ・事前復興まちづくり模擬訓練の研修会の実施 1回/年	市町村における事前復興まちづくりの取組の促進を図る。	地震の発生等により被災した市街地の円滑な復興が可能となる。	同左
						実績					50市町村					
6	1	2	震災復興都市計画模擬訓練の実施	被災後、迅速かつ円滑に都市の復興を図るため、震災復興都市計画の手続きフローを体験することができる、震災復興都市計画模擬訓練を実施する。	都市計画課	策定時の見通し	訓練の実施 1回/年	訓練の実施 1回/年	訓練の実施 1回/年	訓練の実施 1回/年	訓練の実施 1回/年	—	・訓練の実施 1回/年	被災後に迅速かつ円滑に都市の復興に取り組むことが出来るよう、県・市町村職員の震災復興都市計画への対応能力の向上を図る。	地震の発生等により被災した市街地の円滑な復興が可能となる。	同左
						実績						—				
6	4	1	被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備	被災建築物応急危険度判定士を養成するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進します。	住宅計画課	策定時の見通し	6回/年	6回/年	6回/年	6回/年	6回/年		●判定士の養成・登録 10,000人程度 ・判定士養成講習会の実施 6回/年	同左	被災建築物応急危険度判定士を養成し、その実施体制を整備する。	同左
						実績										
6	4	2	被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備	大規模な地震等の災害により被災した宅地について、二次災害の危険性を判断する被災宅地危険度判定士を養成し、被災宅地危険度判定の実施体制の整備を推進します。	建築指導課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		【2025～2029】 ●判定士登録800人以上 ●調整員登録、各市町村1名以上 ・判定士養成講習会及び判定業務調整員講習会の実施 1回/年	同左	災害対策本部が設置されるような大規模災害時に宅地の危険度を迅速かつ的確に判定する体制が確保される。	同左
						実績										

※アクション項目、計画期間内目標の「●・・・」は、あいち防災アクションプランに、目標として記載されている。

柱	タ イ ゲ ツ ト	番 号	アクション項目 (★印は重点項目)	対策内容	課 室	進捗	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	策定時 2029年度 目標	目 標		アウトカム分析	
													計画期間内の目標(～2029年度)	取組の最終目標	計画期間(～2029年度) に得られる成果・効果	最終目標を達成すると 得られる成果・効果
6	4	4	応急仮設住宅建設に係る体制の整備	応急仮設住宅の建設候補地及び「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」の見直しを行うとともに、応急仮設住宅の建設に係る市町村との連絡体制の確認、候補地台帳の更新、模擬訓練を実施することにより、被災時の応急仮設住宅建設を円滑に実施するための体制の整備を推進します。	公営住宅課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		・ 応急仮設住宅建設模擬訓練の実施・建設候補地台帳の更新 1回/年	同左	被災時、応急仮設住宅を迅速に提供するための体制の整備。	同左
						実績										
6	4	5	公共賃貸住宅への一時入居に係る体制の整備	発災時に迅速に被災者へ住居を提供するために、公的団体と情報交換を行い、常時、空家を把握することにより、被災時の一時入居に係る体制整備を推進します。	公営住宅課 県営住宅管理室	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		・ 市町村等公的団体の空家の把握 1回/年	同左	提供可能空家の把握により、発災時の迅速な空家提供を行い、避難者の居住の安定が図られる。	同左
						実績										
6	4	6	賃貸型応急住宅の提供に係る体制の整備	賃貸型応急住宅の提供に係る「賃貸型応急住宅対応マニュアル」について、市町村及び協定締結団体へ周知し、体制の整備を推進します。	公営住宅課 県営住宅管理室	策定時の見通し	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年		・ 賃貸型応急住宅対応マニュアルの研修 2回/年	同左	賃貸型応急住宅の提供に係る「賃貸型応急住宅対応マニュアル」を市町村及び協定締結団体へ周知し、体制の整備を図ることで、発災時に被災者へ応急仮設住宅を迅速に提供する。	同左
						実績										
6	4	7	被災住宅の応急修理に係る体制の整備	被災住宅の応急修理を的確かつ迅速に実施できる体制の整備を推進します。	住宅計画課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		・ 応急修理に関するマニュアル・応急修理業者名簿の更新・配布 1回/年	同左	被災住宅の応急修理を的確かつ迅速に実施できる体制を整備する。	同左
						実績										
6	4	16	地籍整備の推進	被災後の迅速な復旧・復興を図るため、地籍整備を推進します。	都市計画課	策定時の見通し	2市町村	2市町村	2市町村	2市町村	2市町村	2市町村	●策定時の市町村数を維持しつつ、新規又は再開の地籍調査実施市町村数の増加 2増/年	県内全域での地籍調査等の実施を目指す。	地籍調査等を実施した区域においては、被災後の迅速な復旧・復興に寄与する。	同左
						実績						3市町村				
6	4	17	所有者不明土地への対策	中部地区土地政策推進連携協議会等の場を通じて、市町村等に対して、改正所有者不明土地法に基づく制度の周知を行い、所有者不明土地対策計画作成制度等の活用を促進します。	都市計画課	策定時の見通し	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	－	・ 中部地区土地政策推進連携協議会が主催する講習会等の実施 年4回	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の適正かつ円滑な施行を図る。	所有者不明土地等対策を一体的に推進し、土地の有効活用や適切な管理を図り、地域経済の活性化に繋げる。	同左
						実績						－				
7	1	15	防災まちづくりの啓発活動の推進	市町村や大学、関係団体と連携し、地震時の被害を減少させる防災まちづくりを促進するための啓発活動を行います。 防災・減災カレッジのカリキュラムにおいて、災害時のライフラインや地区防災計画の策定等に関する講義を行い、災害に強いまちづくりについて県民に理解してもらう機会を設けます。	住宅計画課	策定時の見通し	5回/年	5回/年	5回/年	5回/年	5回/年		・ 県政お届け講座や講演会、研修会などの啓発活動の実施 5回/年	同左	県民への啓発活動により、地震時の被害を減少させる防災まちづくりを促進する。	同左
						実績										
7	1	19	マイ・ハザードマップの普及促進	風水害により発生する土砂災害による人的被害を防止するため、マイ・ハザードマップの普及促進を行います。	砂防課	策定時の見通し	29校 (28%)	58校 (56%)	87校 (84%)	95校 (92%)	103校 (100%)	0校	●校区内に土砂災害警戒区域のある小学校へのマイ・ハザードマップ作成講座の実施 103校	マイ・ハザードマップの普及促進を行い、防災意識向上を図る。	風水害により発生する土砂災害に対して、人的被害を防止する。	同左
						実績						103校				
7	1	20	みずから守るプログラムの推進	地域住民による手作りハザードマップ作成や大雨行動訓練を支援し、水害の際に自主的に命を守る行動ができる住民層を育む	河川課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		・ 地域住民による手作りハザードマップ作成や大雨行動訓練を支援する。 ・ みずプロ事業説明会を年1回実施	地域における水災害を正しく理解した住民層を増加させることにより、人的被害・物的被害の最小化	・ 水災害に対する無関心を無くし、正しく理解し、行動することで、自助・共助による人的被害・物的被害の最小化	・ 地域における水災害を正しく理解した住民層が増加することにより、人的被害・物的被害の最小化
						実績										
7	3	1	インフラの長寿命化計画等に基づく老朽化対策の推進	インフラ施設が災害時において機能するよう、長寿命化計画等に基づくメンテナンスを推進します。 (道路、下水道、河川、海岸、砂防、都市公園、港湾、漁港、空港)	建設企画課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		・ 長寿命化計画に基づく老朽化対策を推進 ・ 早期措置段階の施設の措置状況、予防保全への取組状況を調査し共有する。1回/年	同左	今後、インフラ施設の高齢化が加速的に増加するため、適切な老朽化対策を施すことにより、耐災害性を維持するもの。	同左
						実績										
7	3	2	(昭和55年以前建設の) 公営住宅の整備の推進	昭和55年以前建設の公営住宅の建替工事及び長寿命化改善工事を実施します。	公営住宅課	策定時の見通し	・ 建替4,150戸 (20%) ・ 長寿命化改善2,048戸 (20%)	・ 建替4,838戸 (40%) ・ 長寿命化改善2,536戸 (40%)	・ 建替5,526戸 (60%) ・ 長寿命化改善3,024戸 (60%)	・ 建替6,216戸 (80%) ・ 長寿命化改善3,512戸 (80%)	・ 建替6,900戸 (100%) ・ 長寿命化改善4,000戸 (100%)	・ 建替3,462戸 ・ 長寿命化改善1,560戸	【2020～2029】 ●県営住宅の建替事業の推進：6,900戸 ●県営住宅の長寿命化型の改善事業の推進：4,000戸	同左	老朽化した住棟を建替又は長寿命化型の改善を行うことで、災害時に入居者及び近隣住民の人命を守るとともに、被災者の一時避難先として利用できる住戸を確保する。	同左
						実績						・ 建替6,900戸 ・ 長寿命化改善4,000戸				

※アクション項目、計画期間内目標の「●・・・」は、あいち防災アクションプランに、目標として記載されている。

柱	タ イ ゲ ッ ト	番 号	アクション項目 (★印は重点項目)	対策内容	課 室	進捗	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	策定時	目 標		アウトカム分析	
												2029年度 目標	計画期間内の目標(～2029年度)	取組の最終目標	計画期間(～2029年度) に得られる成果・効果	最終目標を達成すると 得られる成果・効果
7	5	1	デジタル技術を活用した災害対応力の向上	災害情報収集にあたって、G I S（地理情報システム）やドローンを始めとしたデジタル技術を活用したシステムを導入し、災害対応における機動性や確実性の強化を図ります。	建設企画課	策定時の見通し	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		・ I C T機器などの利用により情報を迅速に収集・共有・分析して災害時対応における機動性を強化 ・運用訓練を定期的に開催し、システム操作の習熟を図る。1回/年	同左	早期の応急措置・応急復旧のためには、正確で詳細な情報を迅速に関係者全員で共有する必要がある。G I S（地理情報システム）を始めとした I C T機器等を活用し、関係機関とも連携可能なシステムを新規構築し、災害時対応における機動性の強化が図られる。	同左
						実績										
7	5	4	河川管理情報のデジタル化の推進	県管理河川における河川管理情報のデジタル化を推進	河川課	策定時の見通し	100%	-	-	-	-	66%	・全河川の整備完了により、従来、別々の台帳で管理していた情報を一元化し、共有する	・3次元データを活用したリスク評価 ・災害対応など工事への活用	・河川管理施設及び占用工作物の正確な把握により、整備、修繕、管理、問い合わせにおける業務の効率化・適正化によるサービス向上 ・堤防点検結果や苦情・要望箇所の管理及び把握	・3次元（標高）データを活用し、有堤部の比高差による危険箇所の抽出による効率的な河川改修事業の実施 ・河道設計における河川本来の流れを活かした設計への活用
						実績						100%				